

厚生労働省

埼玉労働局

第 1 回 埼玉県介護施設 S A F E 協議会

労働局説明資料

令和 4 年 10 月 18 日 (火)
埼玉労働局労働基準部健康安全課
課長 繁野 北斗

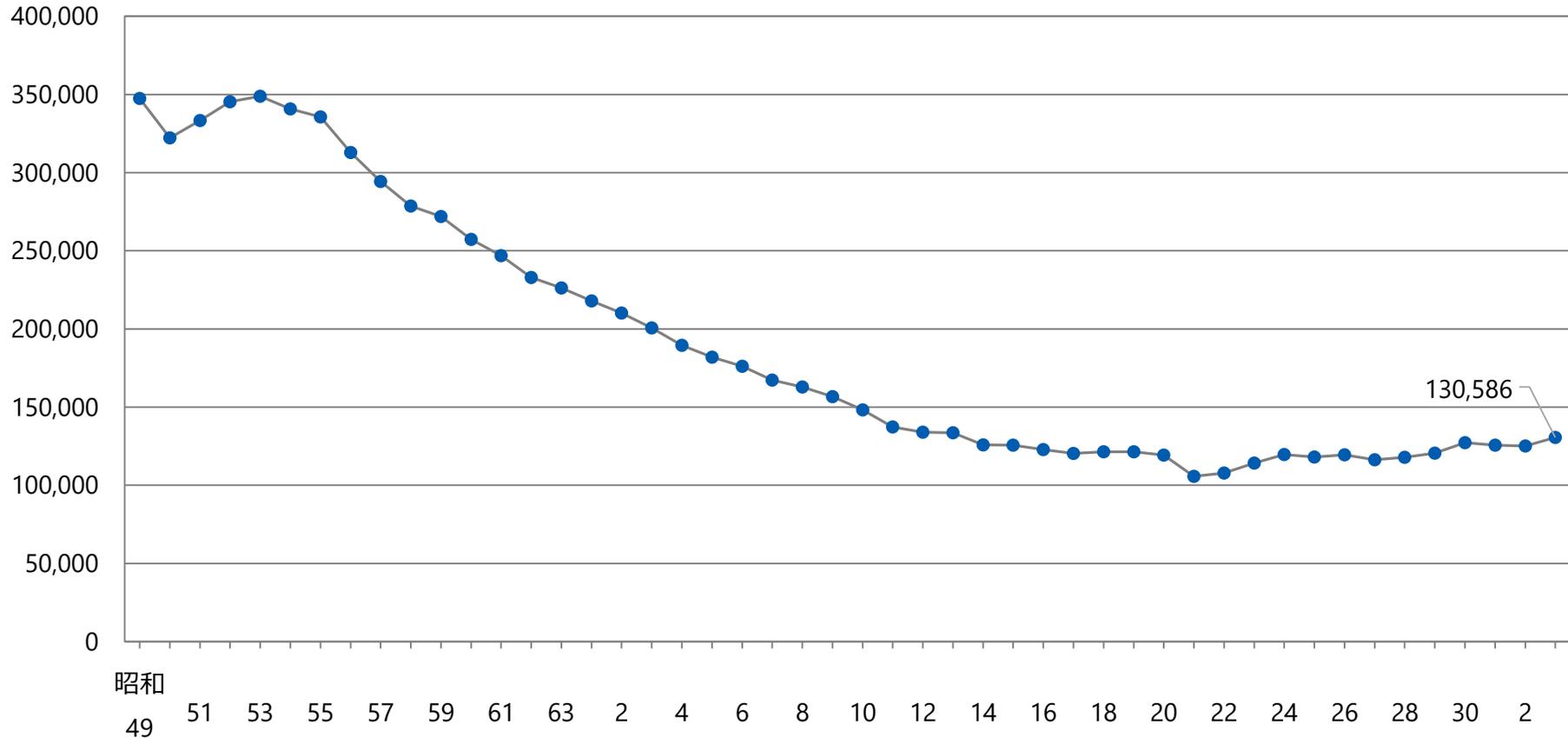
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 労働災害発生状況
- 2 課題を受けた取組
- 3 S A F Eコンソーシアム
- 4 S A F E協議会の今後の進め方
- 5 健康経営埼玉推進協議会
- 6 対策に役立つツールの紹介

1 労働災害発生状況（年推移）

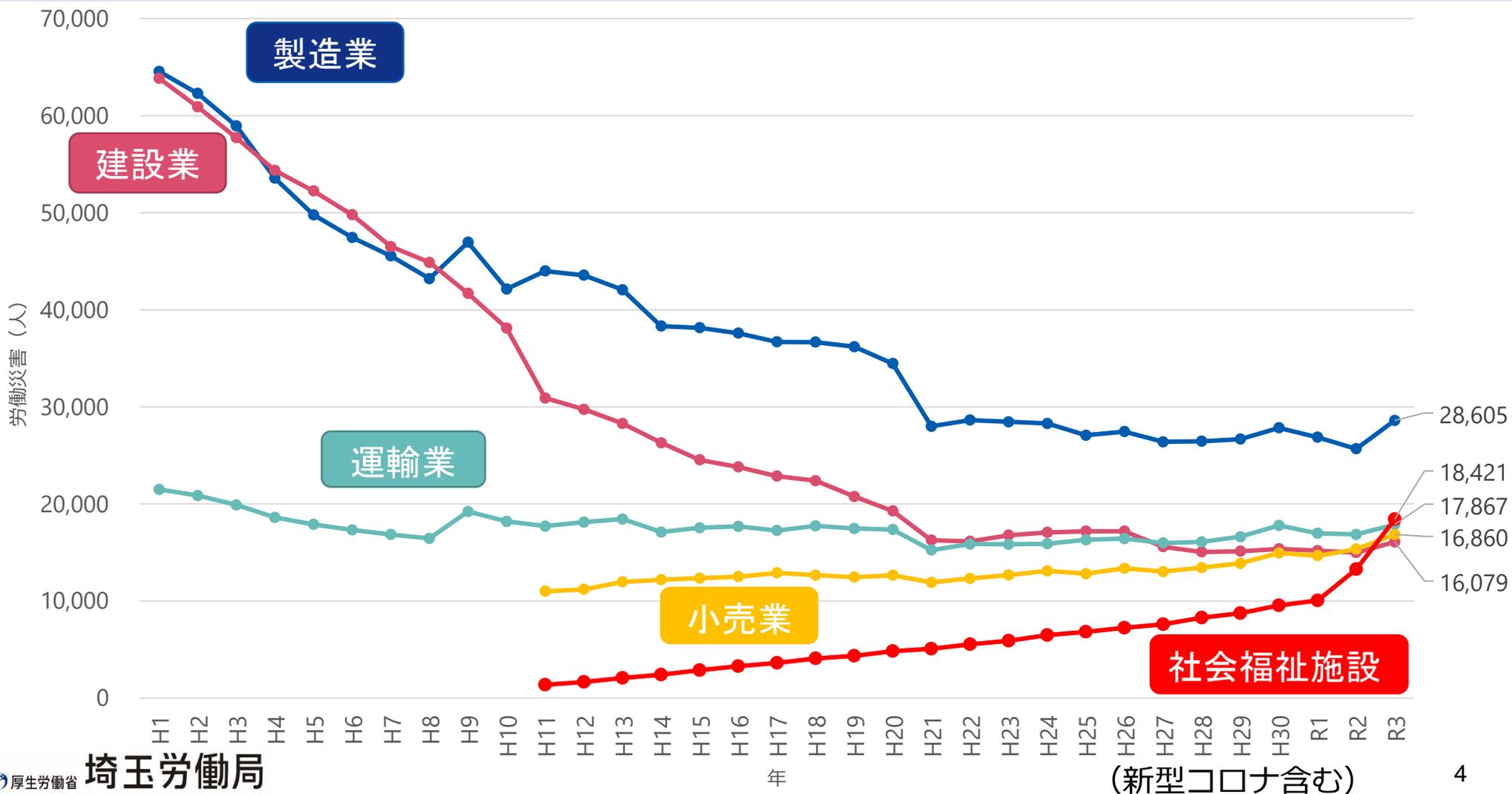
- 労働災害は長期的には減少傾向にあるが、近年増加傾向

休業4日以上死傷者数（新型コロナ除く）



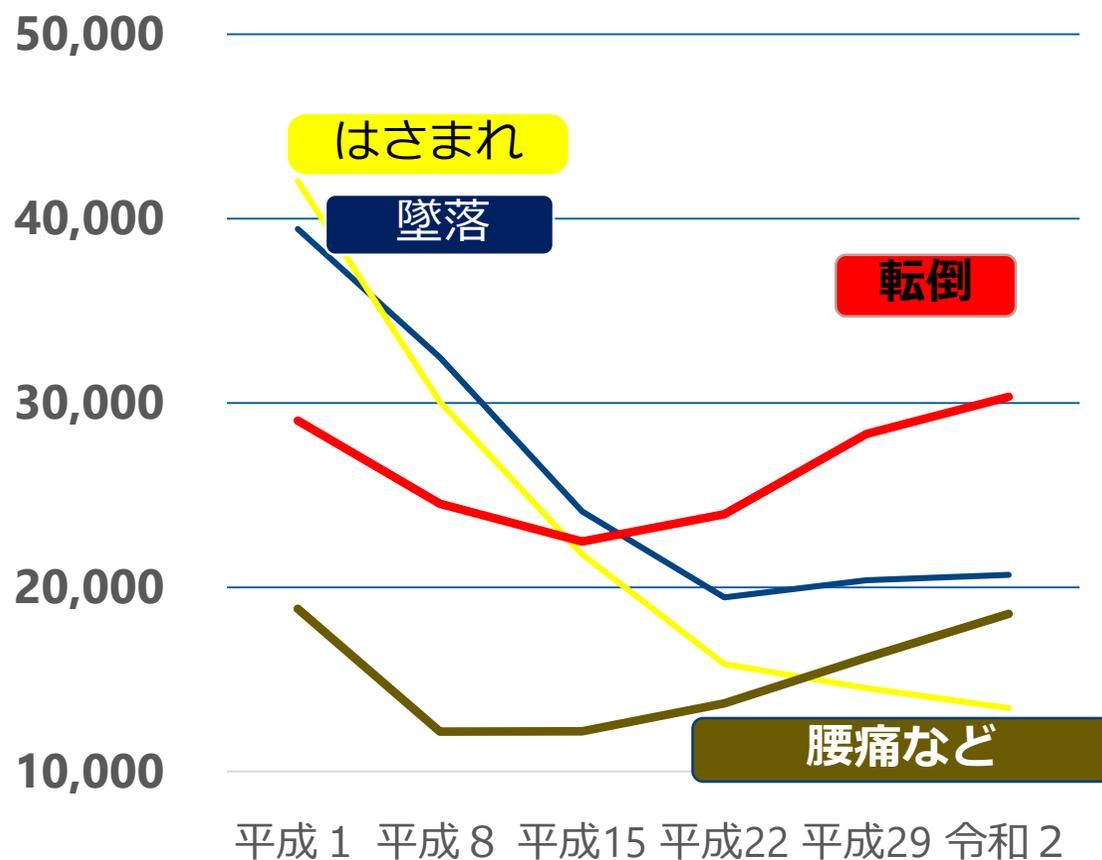
1 労働災害発生状況（業種別年推移）

- 製造業、建設業における労働災害は、長期的には減少傾向
- 小売業、社会福祉施設における労働災害は近年増加傾向にあり社会福祉施設は業種別で2番目、小売業は4番目

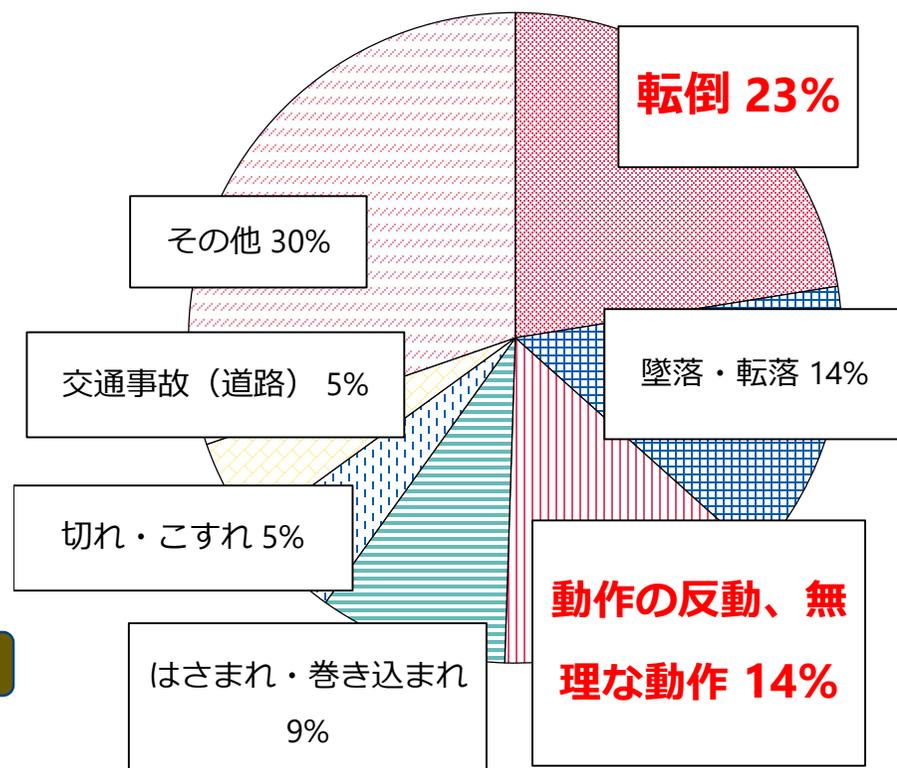


1 労働災害発生状況（事故の型）

- 設備に起因するもの→作業行動に起因するものへ
- 転倒・腰痛などで約4割

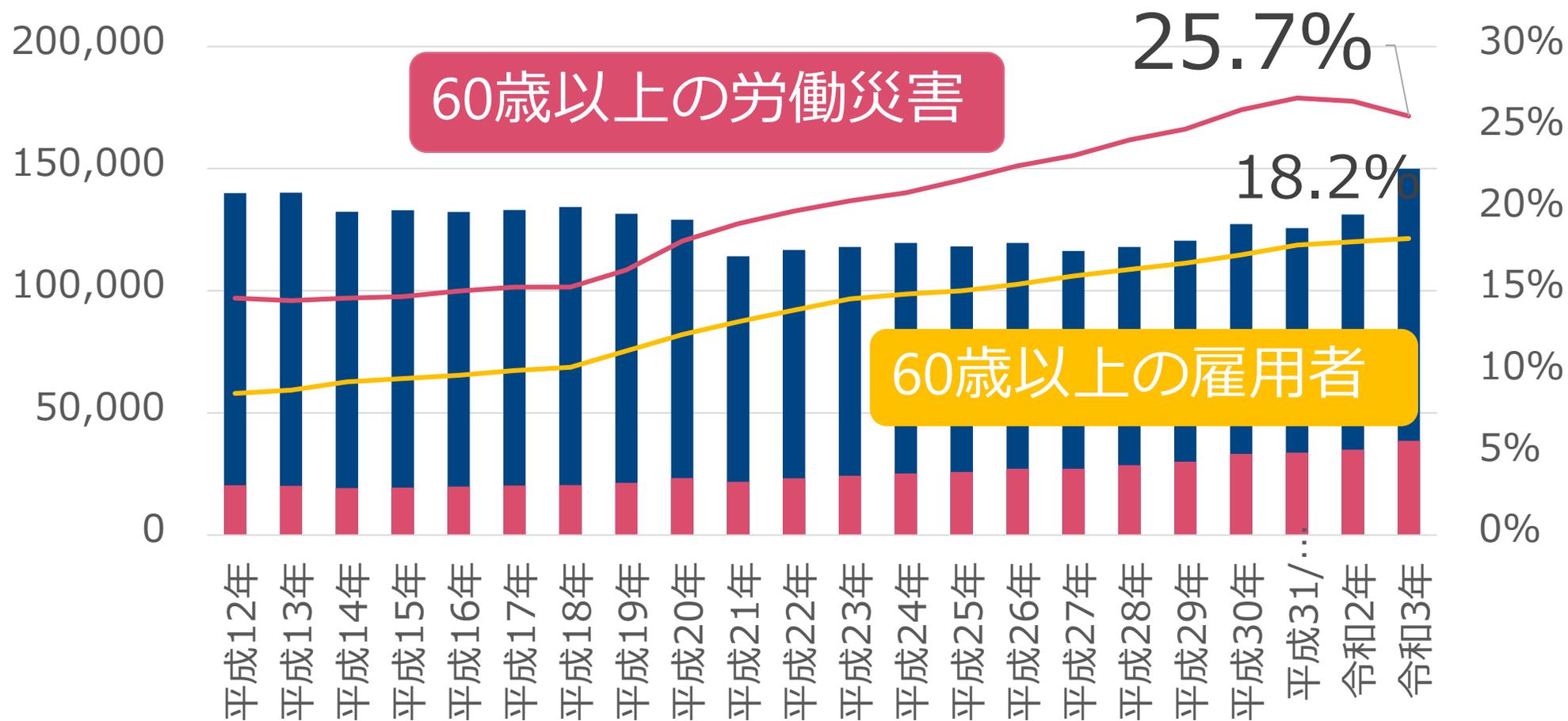


令和3年 休業4日以上死傷者数



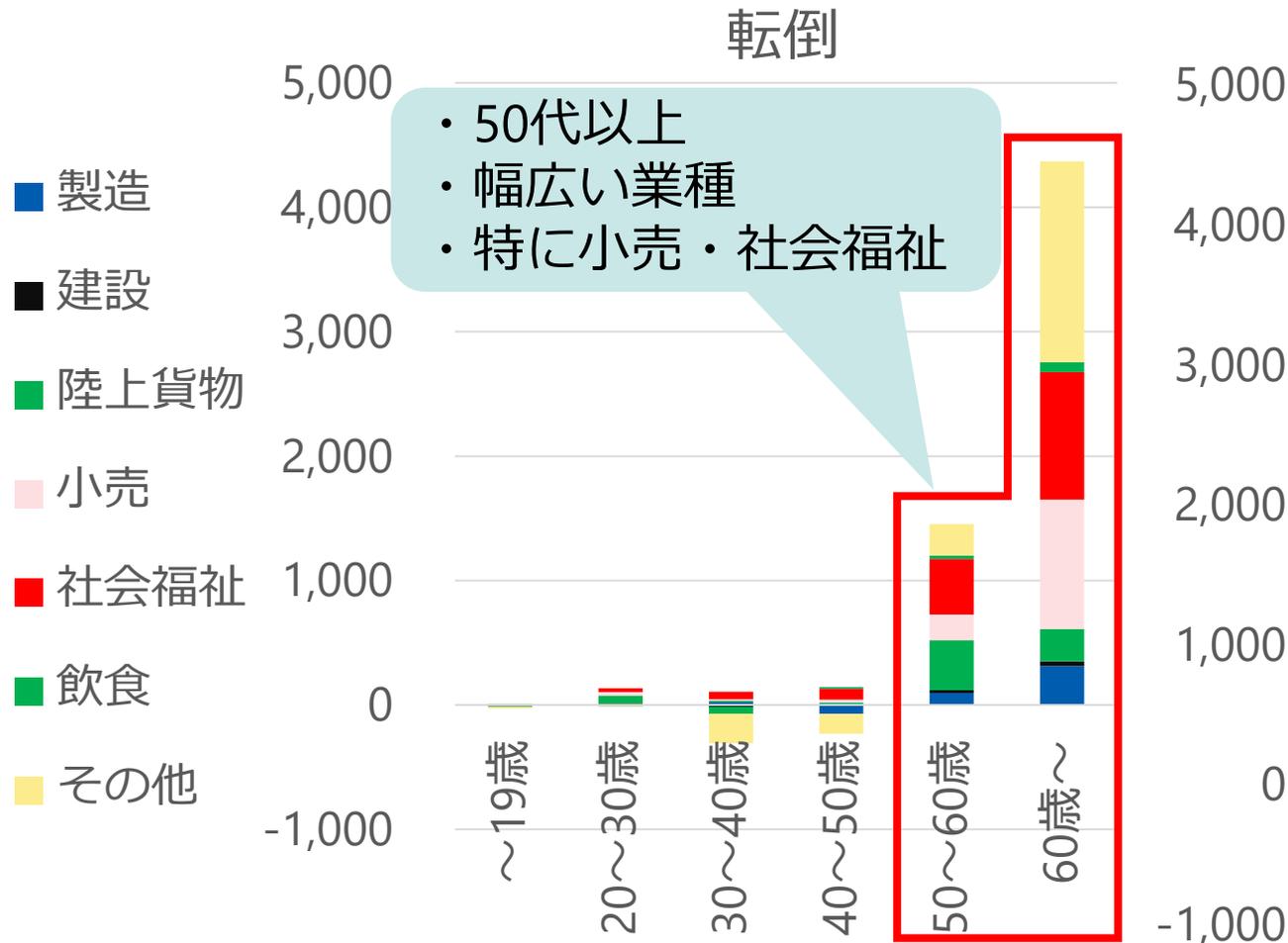
1 労働災害発生状況（年×年齢）

- 雇用者数に占める60歳以上の割合が増加するに従い、被災者に占める60歳以上の割合も増加

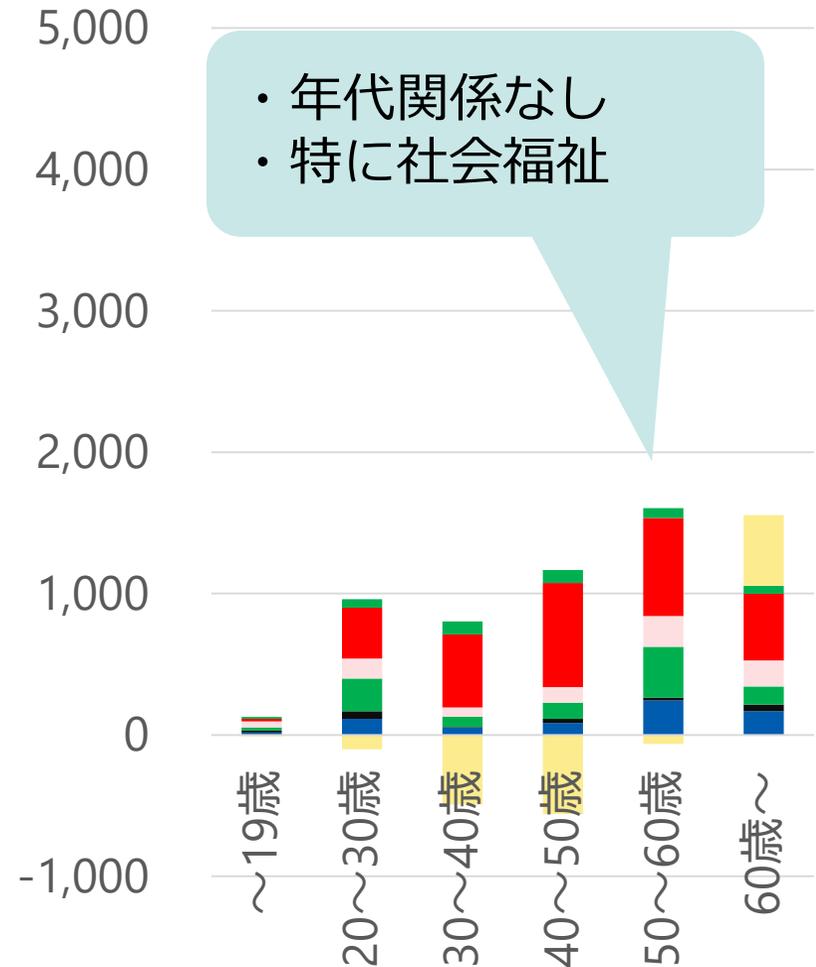


1 労働災害発生状況（業種×年齢）

主要業種別・年齢層別の増分（2021年←2016年）



動作の反動・無理な動作

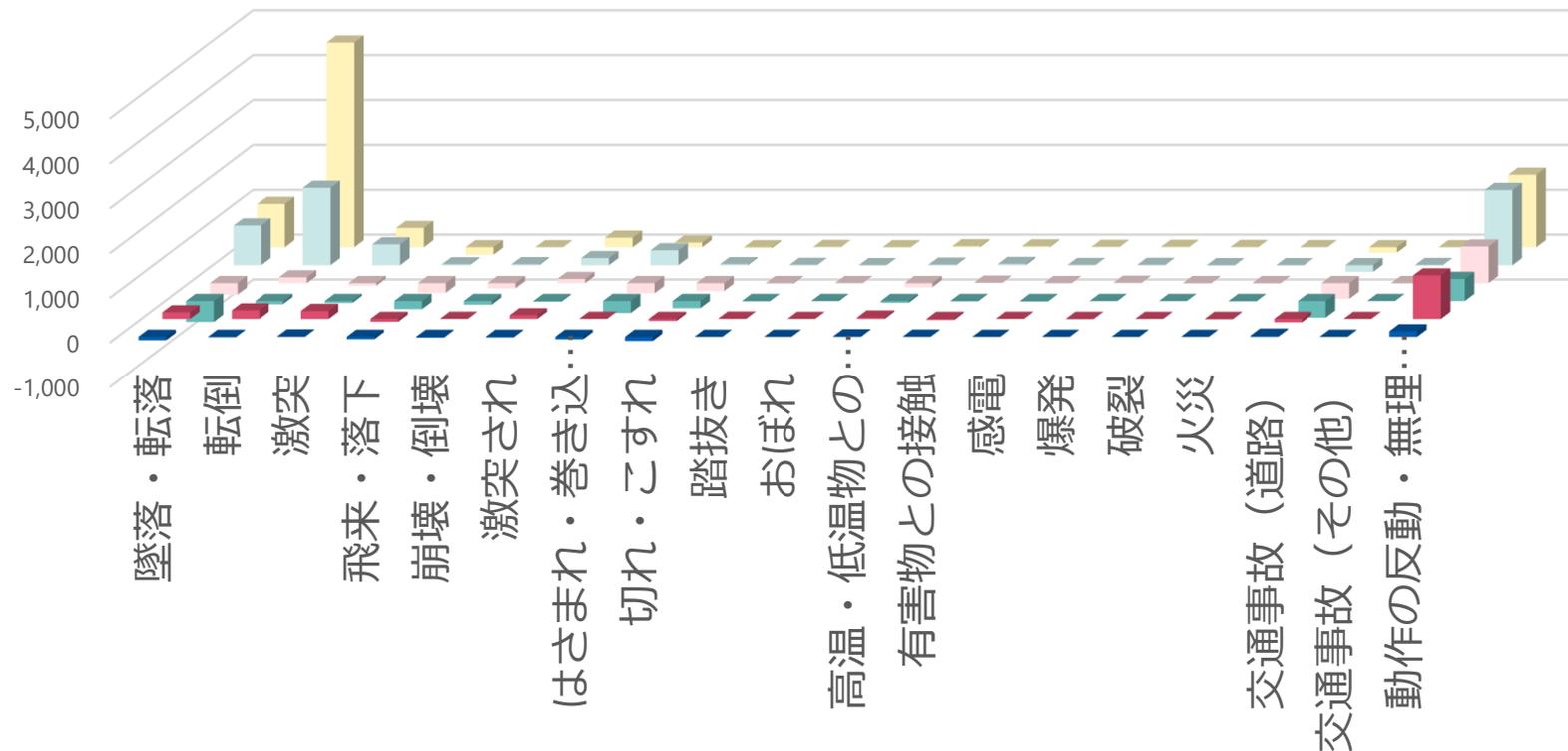


1 労働災害発生状況（年齢×事故の型）

- 転倒や動作の反動・無理な動作で増加しており、特に50代、60代で増加

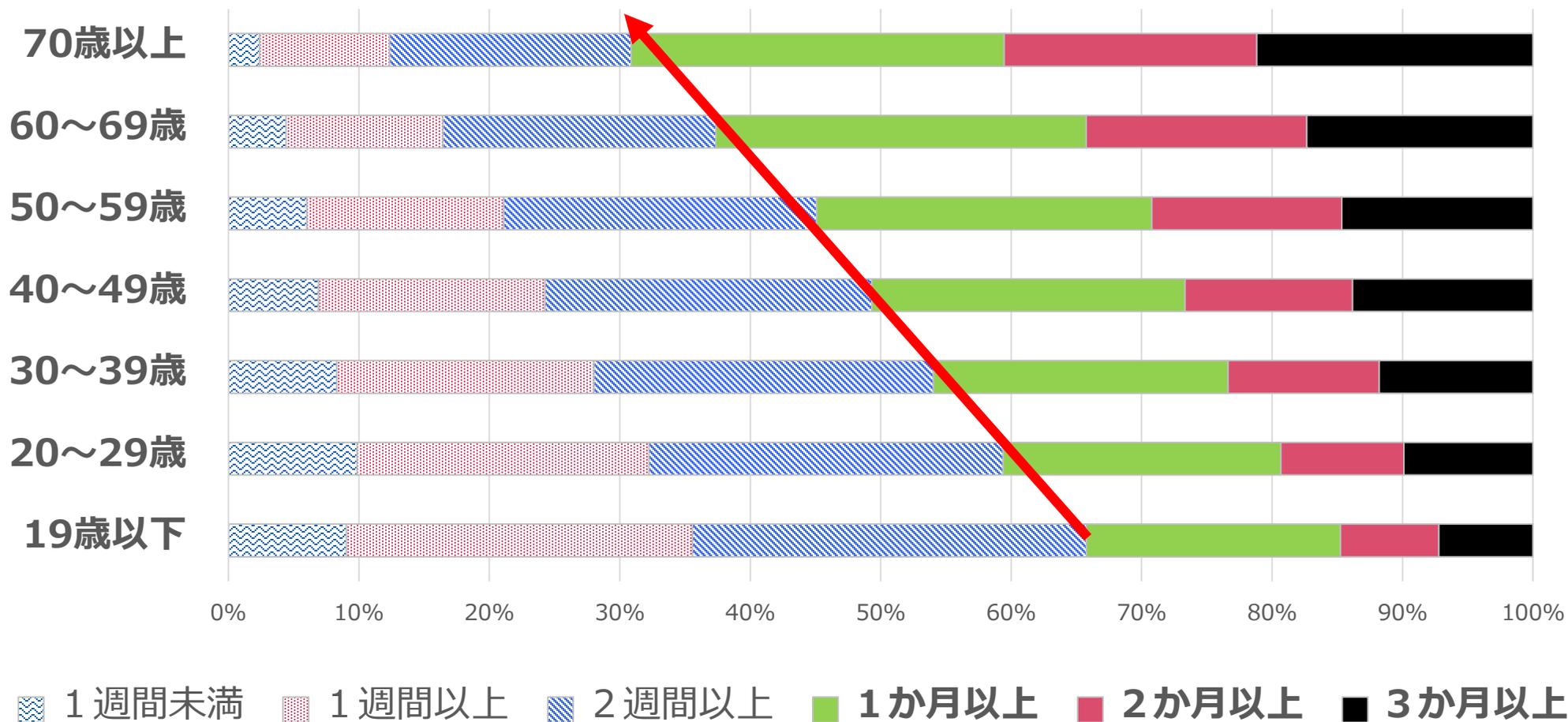
2016年→2021年の労働災害の増加数

（事故の型「その他」は除く）



1 労働災害発生状況（休業期間×年齢）

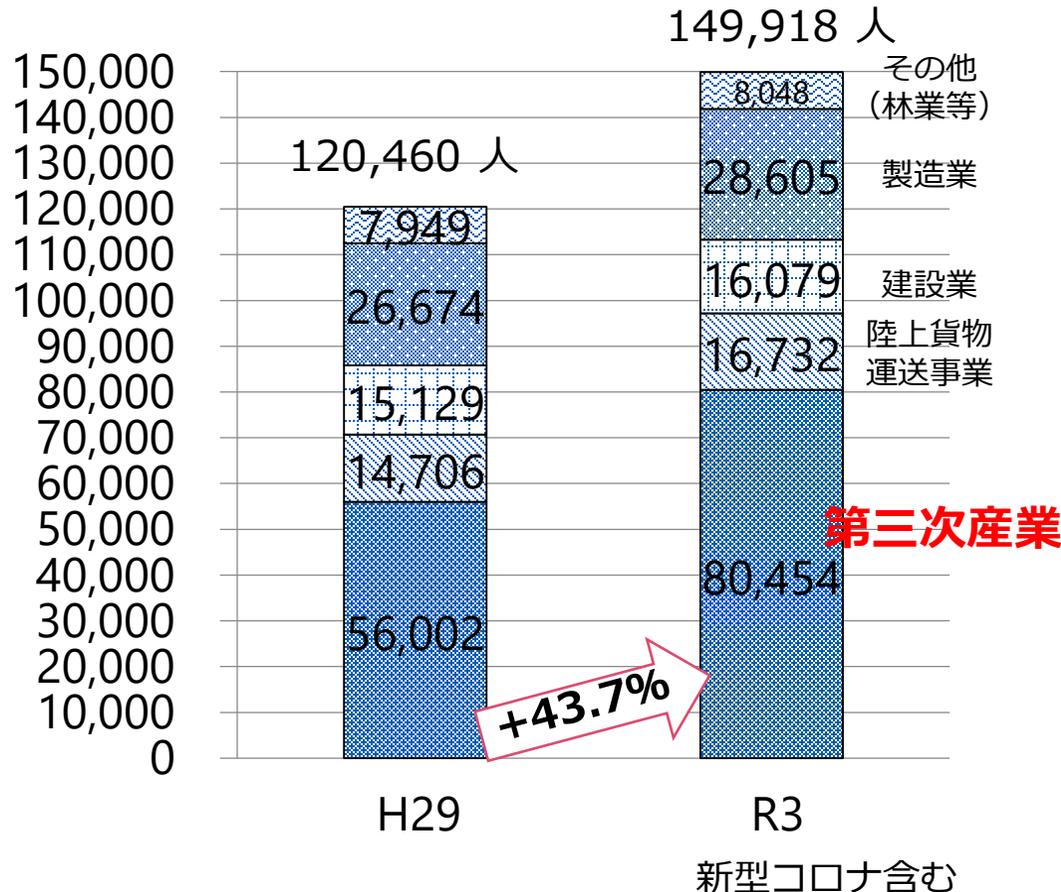
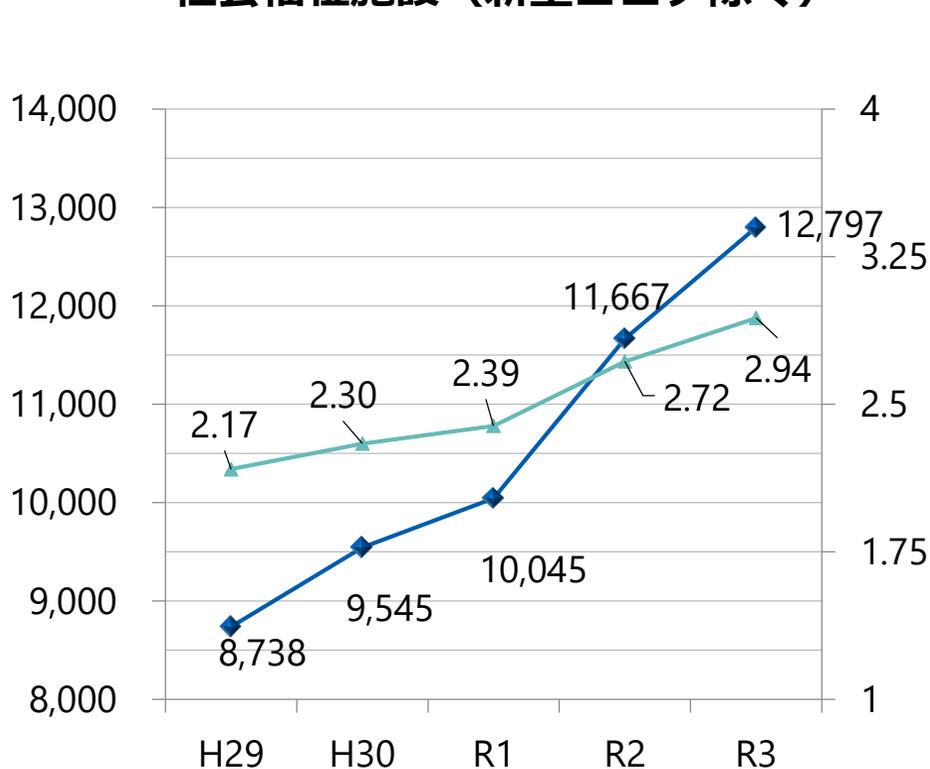
- 高齢になるほど休業期間は長く、40歳以上では労働災害の半分以上が休業1月以上



1 労働災害発生状況（社会福祉施設）

- 新型コロナによる労働災害を除いても社会福祉施設における労働災害の死傷者数及び年千人率のいずれも増加傾向

社会福祉施設（新型コロナ除く）



1 労働災害発生状況（社会福祉施設）

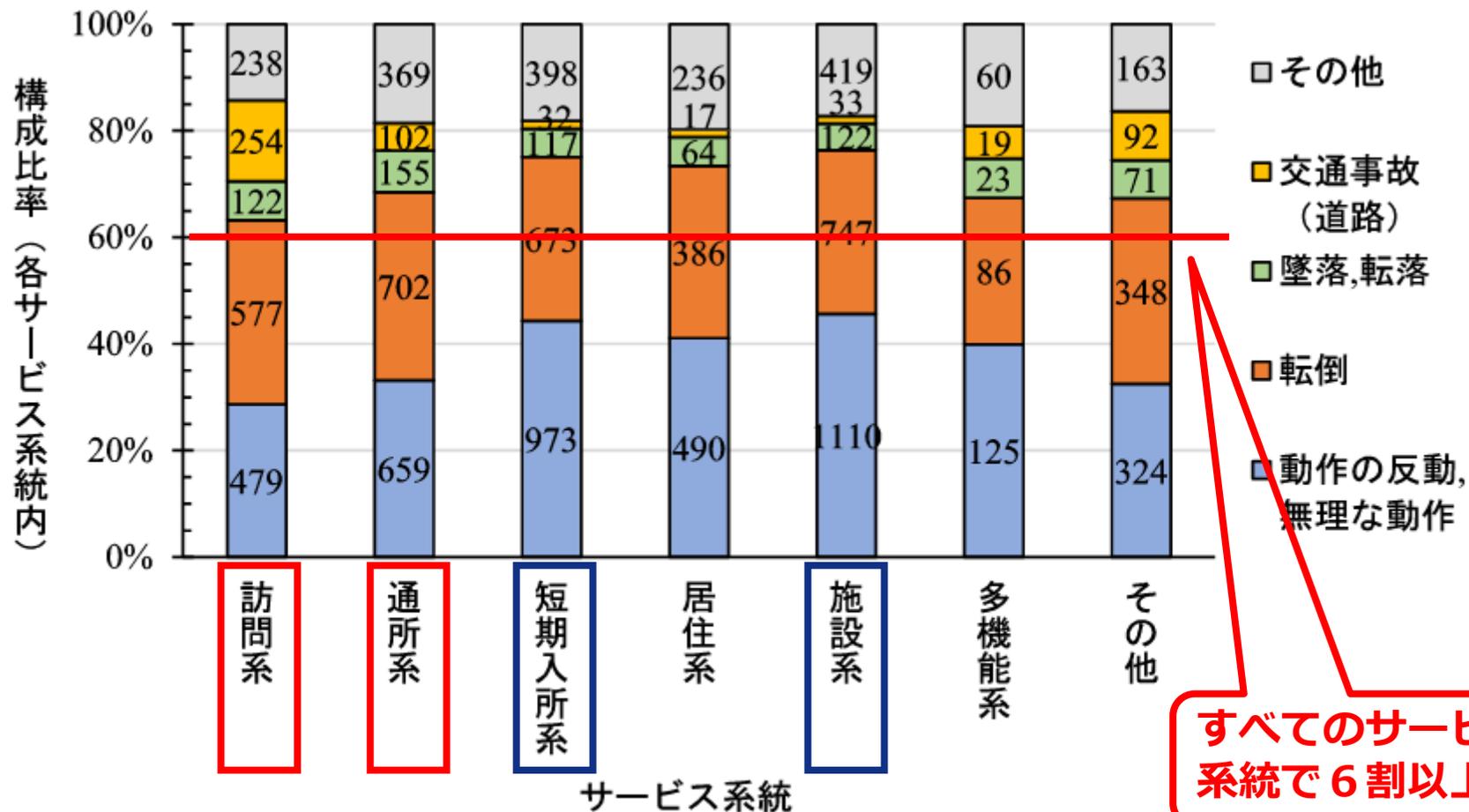
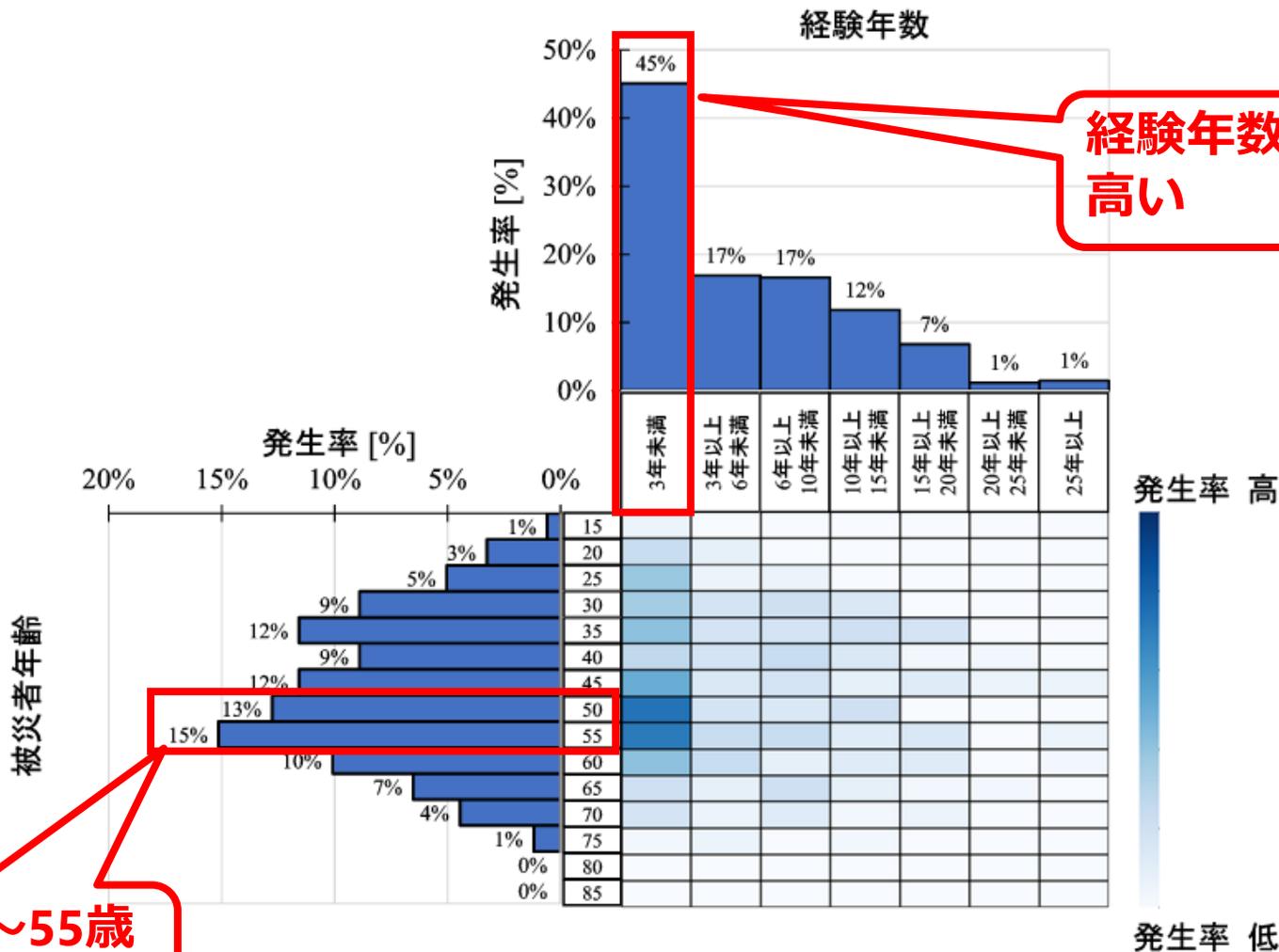


図 3-2 各サービス系統における事故の型の構成内訳

1 労働災害発生状況（介護施設、動作の反動～） 経験年数×被災者年齢



経験年数3年未満で高い

年齢は50歳～55歳で高い

図 3-3 動作の反動，無理な動作の被災者年齢と経験年数の関係

※発生率は標本数に対する当該事象の割合をいう

1 労働災害発生状況（介護施設、動作の反動～） 作業内容×作業区分

- ・ 移乗介助作業中に多く発生
- ・ その8割が一人介助

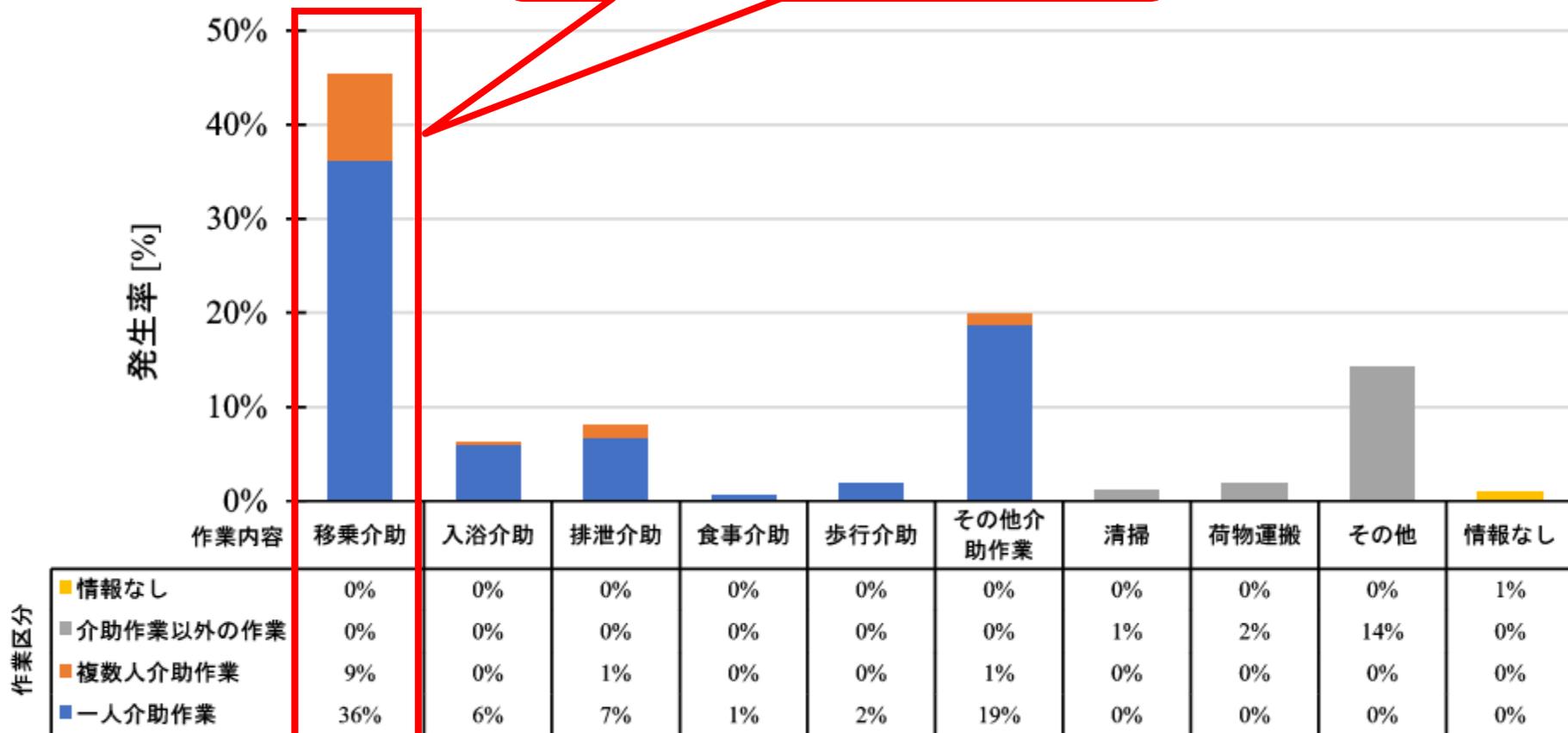


図 3-5 動作の反動，無理な動作の作業内容と作業区分の内訳

1 労働災害発生状況（介護施設×動作の反動～） 移乗作業の移動先×移動元

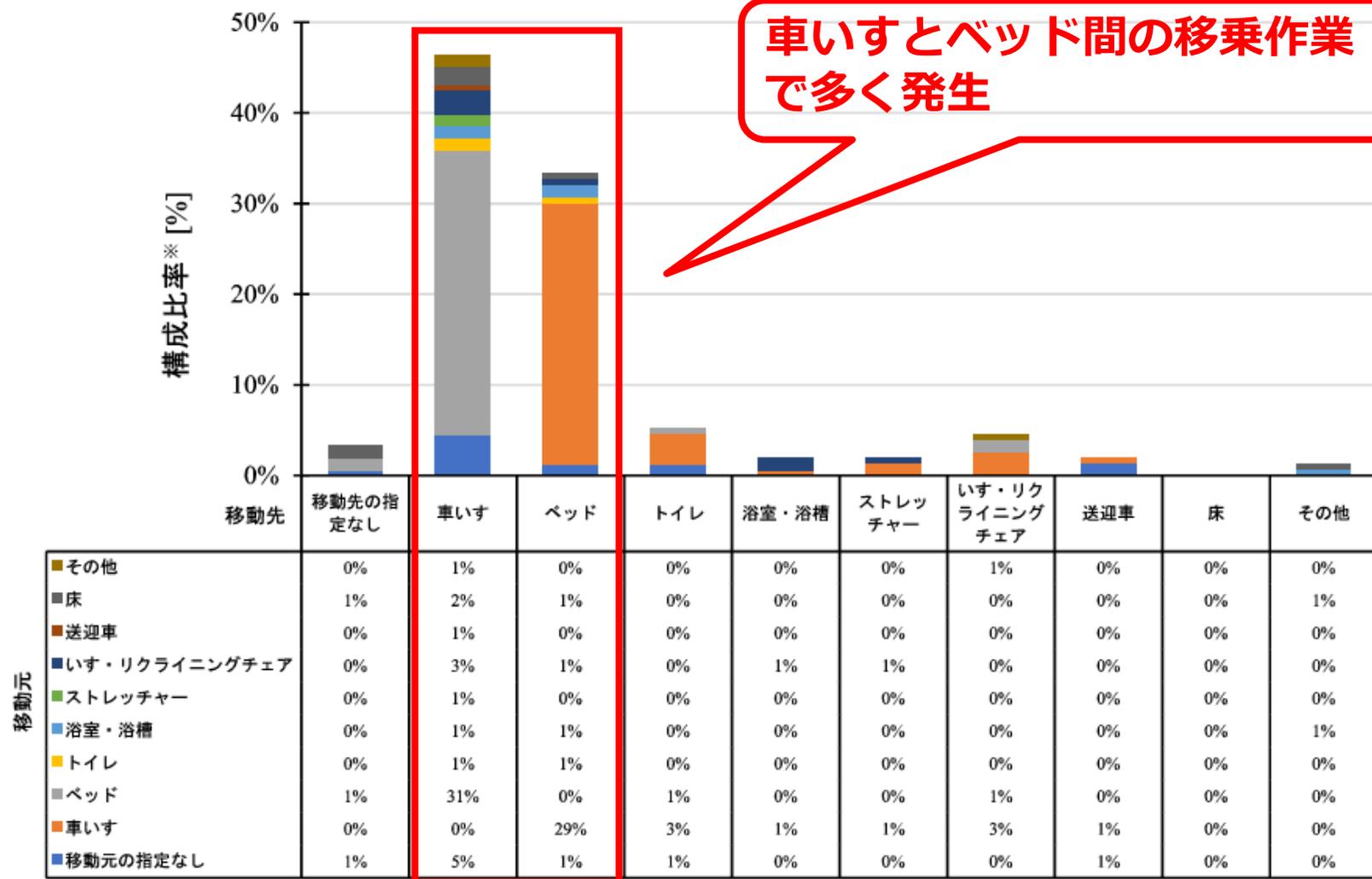


図 3-6 動作の反動，無理な動作の移乗介助作業の内訳

※ 図中の構成比率は、移乗介助に該当する事例の数を100%とした時の、移動元・移動先の割合

1 労働災害発生状況（介護施設×動作の反動～） 傷病部位×傷病性質

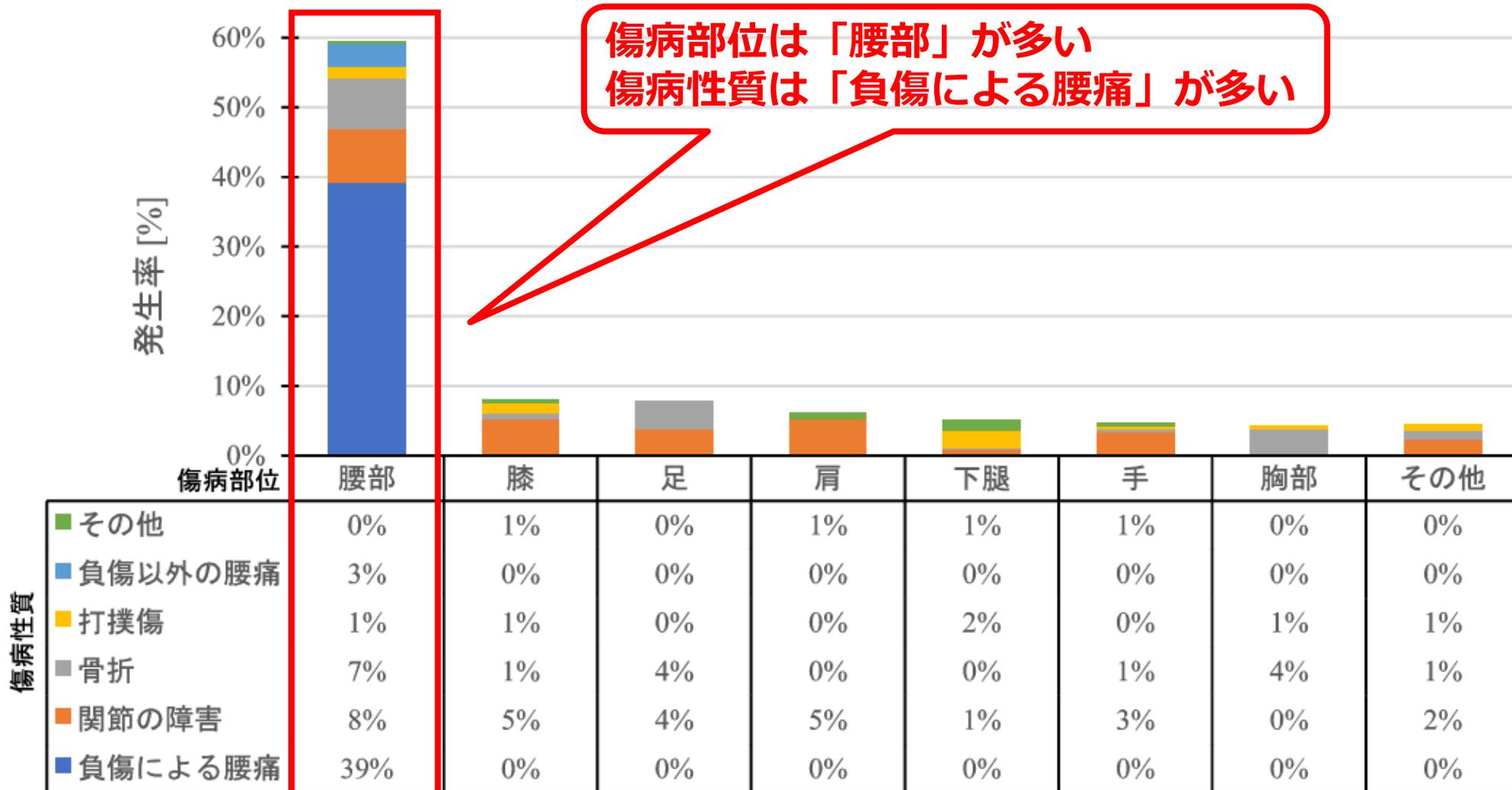
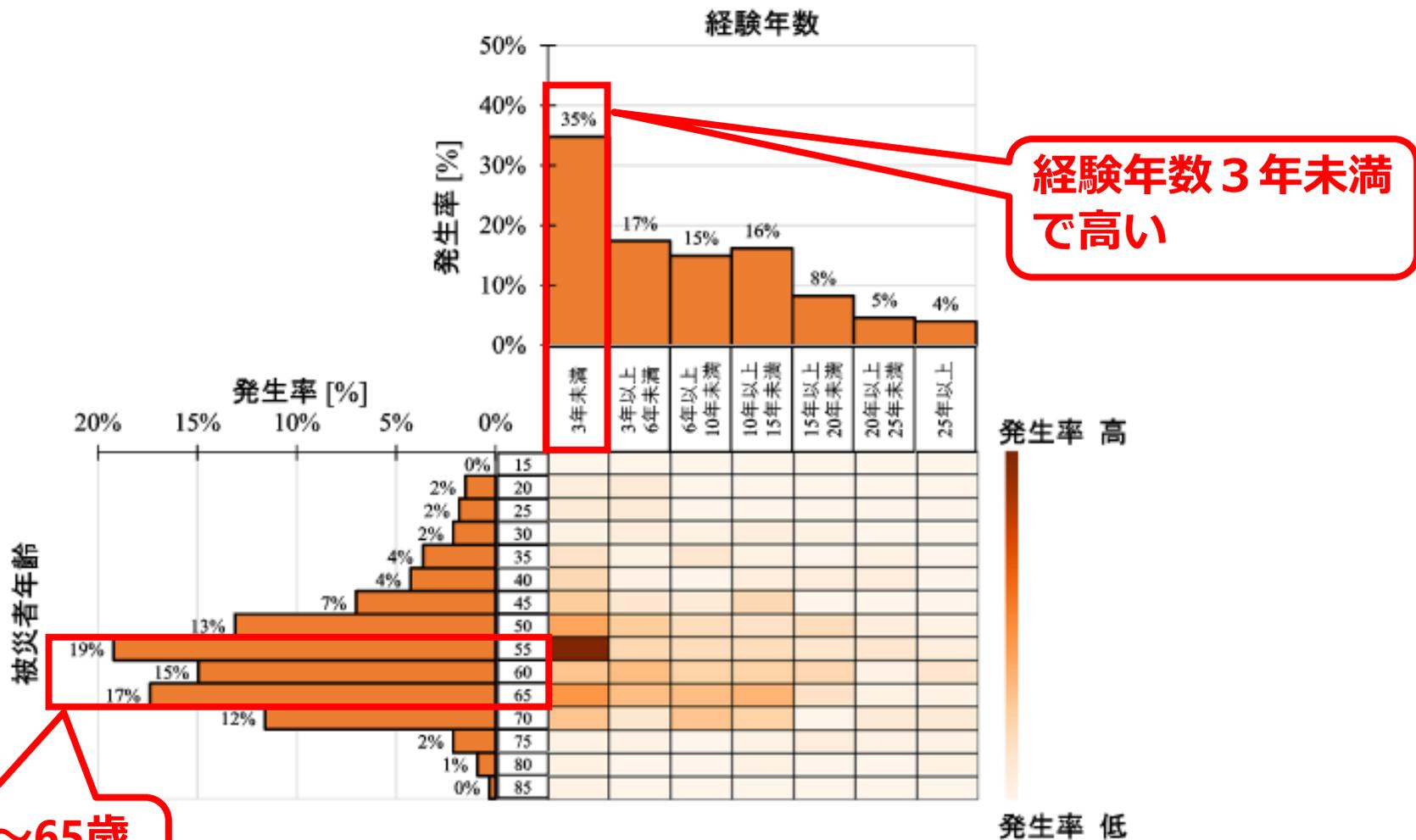


図 3-7 動作の反動，無理な動作における傷病性質と傷病部位の内訳

1 労働災害発生状況（介護施設、転倒） 経験年数×被災者年齢



経験年数3年未満
で高い

年齢は55歳～65歳
で高い

図 3-4 転倒の被災者年齢と経験年数の関係

※発生率は標本数に対する当該事象の割合をいう

1 労働災害発生状況（介護施設、転倒） 主原因×作業内容

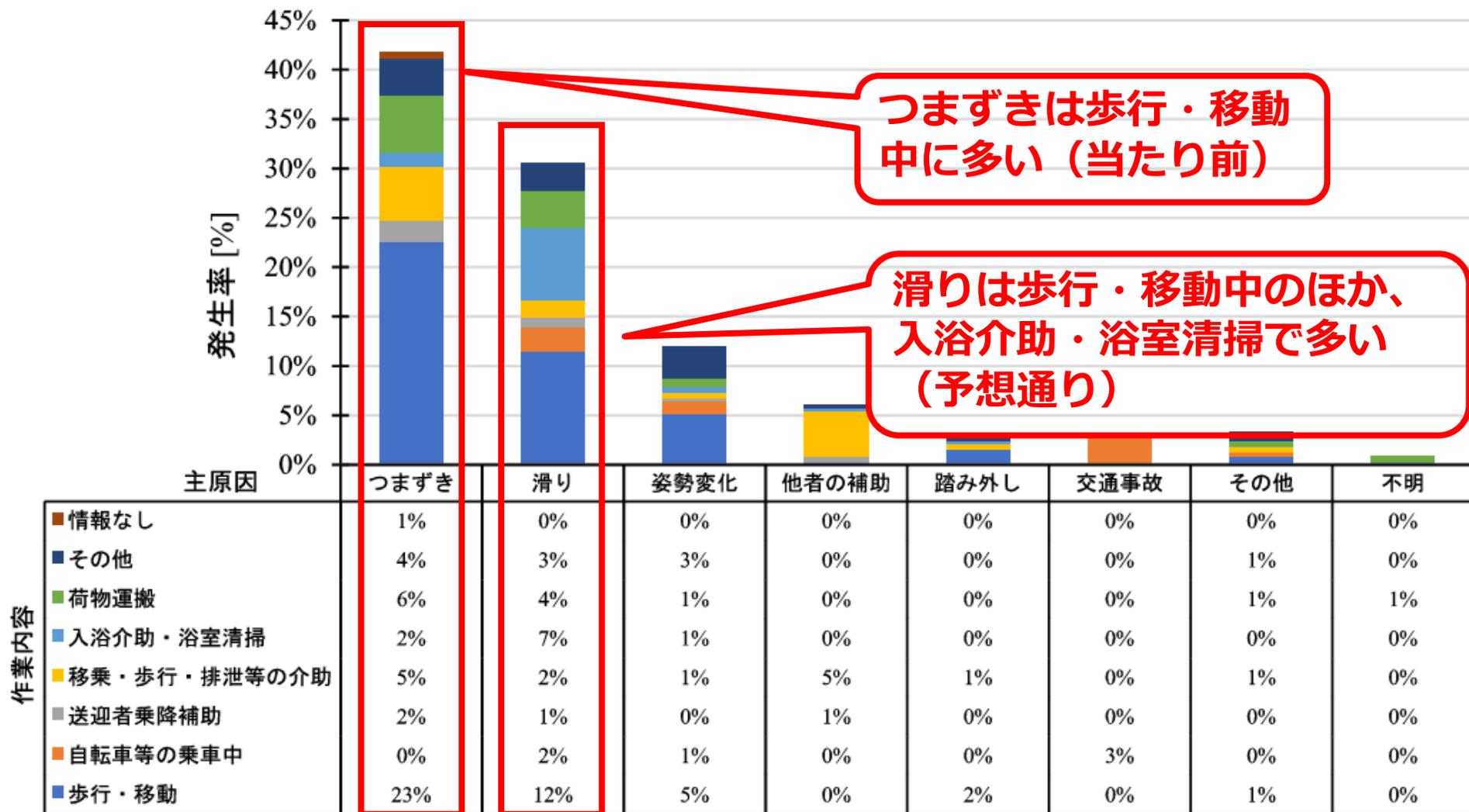


図 3-8 転倒の主原因と作業内容の内訳

1 労働災害発生状況（介護施設、転倒） 主原因×起因物

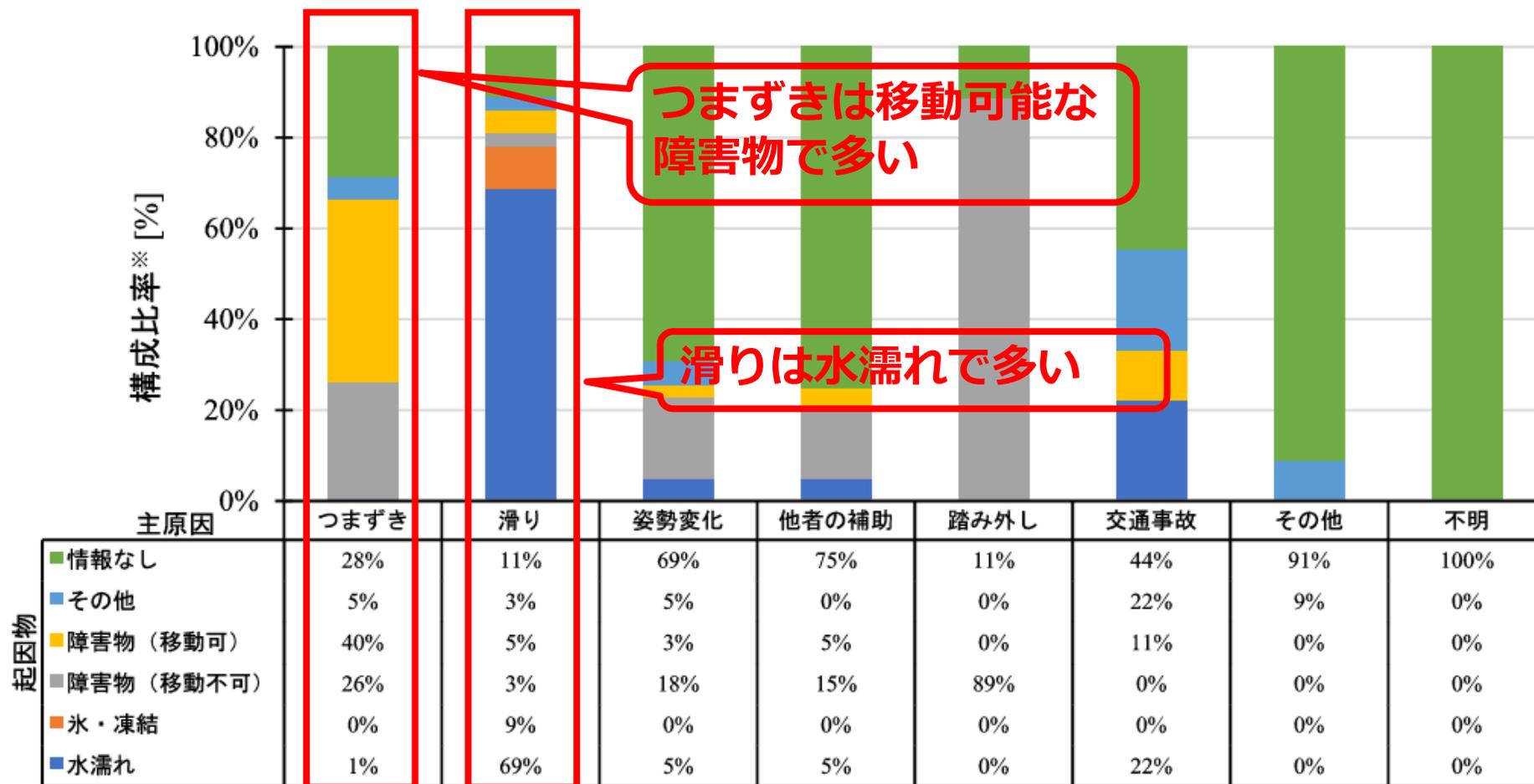
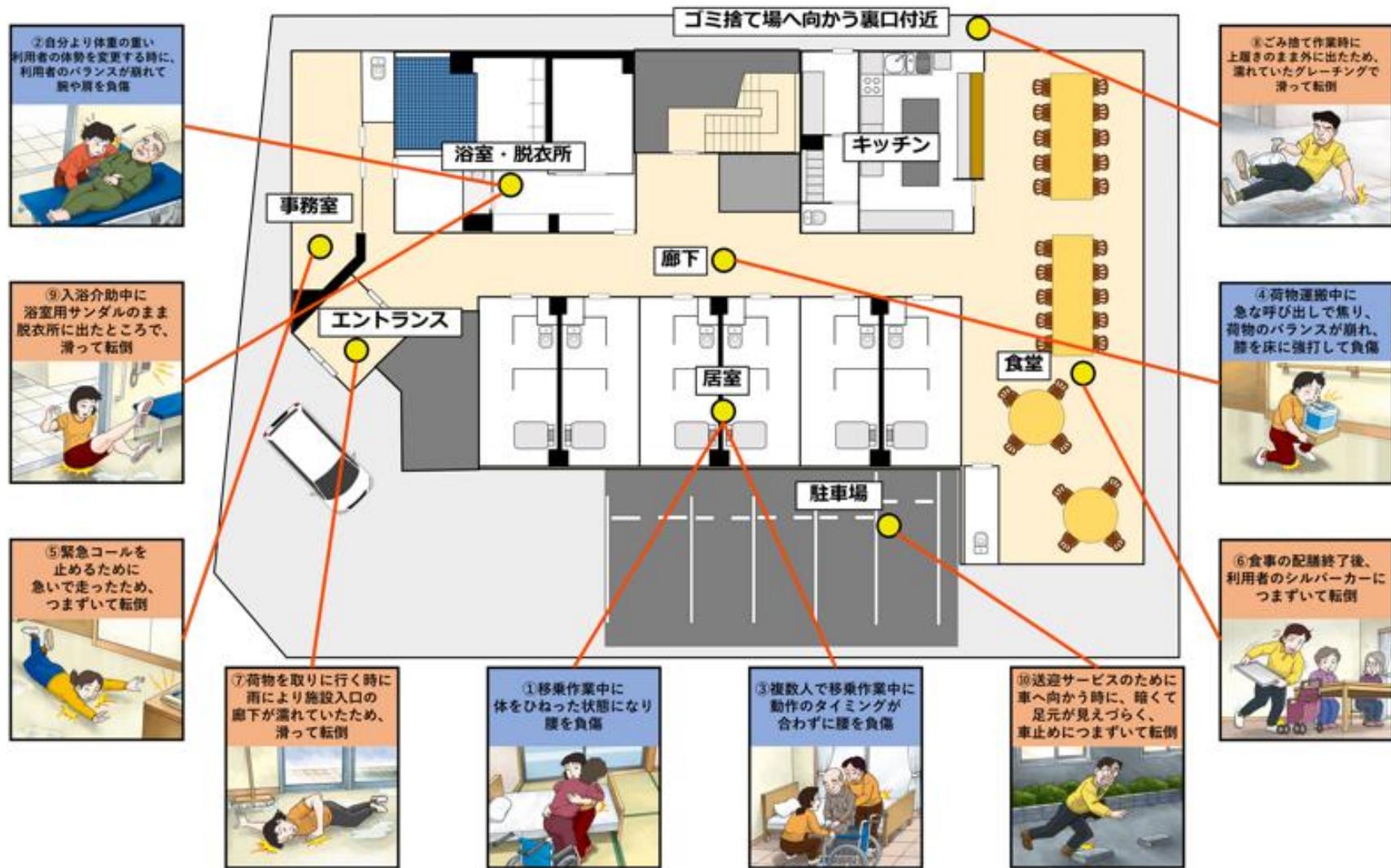


図 3-9 転倒の主原因と起因物の内訳

※図中の構成比率は、各主原因の抽出件数を 100%とした時の起因物の割合を示す。

1 労働災害発生状況（介護施設） 労働災害ハザードマップ



社会福祉施設では「**動作の反動、無理な動作**」と呼ばれる、身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動により負傷する労働災害やつまずきや滑りなどによる「**転倒**」に関する労働災害が増加しています。

3 SAFEコンソーシアム

Safe Action For Employees コンソーシアムの趣旨・目的

SAFEを旗印に、国民の安全衛生意識を向上させ、「従業員を幸せにするための安全アクション」(SAFEアクション)により、安全で健康に働くことのできる職場環境を構築することを目的とする

SAFEコンソーシアムの組織体制・実施事項

- SAFEアクション推進幹事会 (関係省庁)

産業界の**SAFEアクション**の創出のための取組をファシリテートする

- SAFEアクションアドバイザー (労災防止ソリューション企業・団体)

メンバーの**SAFEアクション**の創出を支援

- 企業・団体メンバー
- 従業員・個人メンバー

主にSAFEアクション推進メンバーと連携した**SAFEアクション**を実施

- 地方協議会メンバー (労働局、小売と介護の関係企業・団体)

協議会メンバー間での**SAFEアクション**を実施



アンバサダー



3 SAFEコンソーシアム

加盟メリット

- ロゴマークの使用やアワードによる労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有による企業内等での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労災防止・健康増進事業連携マッチング

取組

- ① 労働災害問題の協議・周知（シンポジウム）
- ② 好取組事例の共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- ③ 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信（SAFEアワード）
- ④ 参画メンバーの地位向上（ロゴマーク、バナー等）



従業員の幸せのための取組を行っている企業・団体に事例を応募いただき、優れた取組を部門別に表彰する予定です。

〈応募期間〉令和4年10月(予定)▶12月(予定)

〈アワード開催〉令和5年2月(予定)

3 SAFEコンソーシアムへの加盟方法

加盟方法

SAFEコンソーシアム加盟要件

「SAFEコンソーシアム」の趣旨に賛同し、コンソーシアム加盟の意思を示した団体をご加盟いただけます。
(加盟の可否についてはSAFEコンソーシアム事務局による承認が必要となります)
※加盟要件の詳細は、「[SAFEコンソーシアム加盟規約](#)」をご参照ください。

SAFEコンソーシアム加盟の流れ

STEP1

コンソーシアム
加盟規約に同意

STEP2

申請書ダウンロード、
必要事項の記入

STEP3

申請フォームにて
基本情報入力、
申請書添付の上
送信

STEP4

申請いただいた内容を
事務局で確認の上、
コンソーシアム加盟
可否を連絡

▶ 加盟申請をおこなう

申請はこちらから



3 SAFEコンソーシアムへの加盟方法

加盟基準

- (1)すべての従業員の幸せを願い、転倒・腰痛を始めとした労働災害防止の機運の醸成や企業や労働者の行動変容のためのアクションに取り組む企業、団体であること。
- (2)長期的かつ継続的に、従業員のための安全活動に取り組む意思があること。
- (3)加盟団体間での、特設サイトやシンポジウム内における取組内容共有に同意いただけること。
- (4)取組内容および、コンソーシアムの活動内容について自社ホームページやSNSなどにおいても積極的に公表をおこなうこと。

The screenshot shows the SAFE website interface. At the top left is the logo 'Safer Action For Employees' with 'SAFE' in a stylized box. At the top right is the logo for the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省). The main heading is '加盟メンバー一覧' (List of Members). Below this are three tabs: '推進幹事会' (Active), '推進アドバイザー Coming Soon' (Coming Soon), and '企業・団体' (Companies/Organizations). A search bar is labeled '企業・団体検索'. Below the search bar are filters for '全て' (All), '業種別' (By Industry), and '都道府県別' (By Prefecture). A list of members is shown, with 'SAFE(+Safe)協議会メンバー' (SAFE(+Safe) Association Member) highlighted with a red box. At the bottom, there is a button 'あ行' (A row) and the logo for 'IGL' (International Gospel League) with the text '広島県' (Hiroshima Prefecture) and '社会福祉法人IGL学園福祉会' (Social Welfare Corporation IGL Gakuen Seishin Kai).

3 SAFEコンソーシアムへの加盟方法（申請様式）

SAFE コンソーシアム運営事務局 御中

SAFE コンソーシアム加盟申請書

- 貴コンソーシアムの規約に同意し趣旨に賛同いたしましたので、加盟を申し込みます。
SAFEコンソーシアムのホームページ、SAFEコンソーシアムが主催/参加する事業やイベント等での展示物およびSAFEコンソーシアム作成の広報チラシなどへ会員会社名のリストを掲載させていただきます。同意したことを確認のうえチェックをお願いします。

1. 加盟申し込み

申込日	年 月 日
企業(団体)名	ふりがな

2. コンソーシアム加盟にあたってのアンケート

コンソーシアムの活動計画の策定に当たって必要な情報となりますので必ずご記入をお願いします。

現状の具体的な取り組み	
今後実施予定の取り組み	
その他自由記述	埼玉 SAFE 協議会メンバーとしての加盟

本申請書をご記入いただき、コンソーシアム加盟フォーム内「ファイル添付①」に添付をお願いいたします

【個人情報の取り扱いについて】

本申込書により得られた個人情報は、本件の申込手続等に利用する他、下記の目的のために利用させていただきます。

1. SAFEコンソーシアム及び各種連絡事項配信
2. 会員名簿および会員メーリングリストの作成
3. SAFEコンソーシアムが主催するセミナー、イベント等のご案内

**埼玉県SAFE協議会
メンバーとしての加盟**

3 SAFEコンソーシアム

無料
オンラインも可能



シンポジウムの開催予定

参加はこちらから

仙台

日時：2022年10月11日（火）
15:30開場 16:00開始

会場：ぐりりホール
（仙台市営南北線 長町 徒歩5分）

登壇者：株式会社仙台89ERS 代表取締役社長
志村雄彦氏

静岡

日時：2022年11月2日（水）
15:30開場 16:00開始

会場：グランシップ10階
（JR東静岡駅から徒歩3分）

登壇者：スポーツ心理学者／五輪メダリスト／博士
（システムデザイン・マネジメント学）
田中ウルヴェ京氏

大阪

日時：2022年10月24日（月）
12:30開場 13:30開始（予定）

会場：オーバルホール
（JR大阪駅(桜橋口)から徒歩8分）

登壇者：北京オリンピック銀メダリスト
朝原宣治氏

広島

日時：2022年11月7日（月）
16:00開場 17:00開始

会場：広島国際会議場 ダリア
（JR広島駅からタクシー15分
広島電鉄「原爆ドーム前」電停徒歩10分）

登壇者：青山学院大学陸上競技部 監督
原晋氏

新潟

日時：2022年10月28日（金）
13:30開場 14:00開始（予定）

会場：新潟市民プラザ
（JR新潟駅万代口北口
駅前バスターミナルより
「古町」バス停下車 徒歩1分）
日本バレーボール協会（JVA）会長
川合俊一氏

香川

日時：2022年11月上旬以降（予定）
会場：※後日更新
登壇者：※後日更新

東京

日時：2023年2月中旬予定
会場：※後日更新
登壇者：※後日更新

4 S A F E 協議会の今後の進め方

1. まず、S A F E コンソーシアムへの申請をお願いします。**こちら
は、ぜひ必ずお願いします！**
2. 労働局から本日御出席いただいた皆様に対し、次回協議会の案内
や、労働災害防止、健康経営に関する情報を配信します！
※本日登録いただいた連絡先に配信
3. 協議会は年2回の開催を予定しており、次回は1月頃です。**ぜひ、
次回も参加をお願いします！**
4. 次回事例発表いただける企業の取組事例を募集します。**ぜひ、積
極的にお願いします！こちらからお声かけもさせていただきます。**
5. S A F E アワードに応募する取組事例を募集します。（詳細は後
日案内）**こちらもぜひ、積極的にお願いします！**

埼玉県の小売業全体の安全衛生意識の啓発・安全衛生水準の向上を推進

5 健康経営埼玉推進協議会

- 埼玉県では、県、さいたま市、協会けんぽ埼玉支部、健保連埼玉連合会を構成員とする「**健康経営埼玉推進協議会**」を設立し、健康経営の普及を推進
- 健康経営の広範囲への普及、健康経営に対するきめ細かいフォローアップを行うため協力事業者も募り「**オール埼玉**」で健康経営をサポート
- 令和4年7月より埼玉労働局も構成員に参画
- 埼玉県SAFE協議会で得られた健康経営につながる好事例を本協議会で発信

健康経営埼玉推進協議会

埼玉労働局

埼玉県

さいたま市

全国健康保険
協会埼玉支部

健康保険組合
連合会埼玉連合会

オブザーバー

- ・ 関東経済産業局
- ・ 関東信越厚生局
- ・ 埼玉県信用保証協会
- ・ 埼玉県医師会
- ・ 埼玉産業保健総合支援センター
- ・ 埼玉県商工会議所連合会
- ・ 埼玉県商工会連合会
- ・ 埼玉県中小企業団体中央会

健康経営をサポートする協力事業者（16団体）

アクサ生命保険株式会社、大塚製薬株式会社、埼玉県社会保険労務士会、埼玉縣信用金庫、一般社団法人埼玉県中小企業診断協会、株式会社埼玉りそな銀行、住友生命保険相互会社、損害保険ジャパン株式会社、SOMPOひまわり生命保険株式会社、第一生命保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、株式会社日本政策金融公庫、日本生命保険相互会社、三井住友海上火災保険株式会社、株式会社武蔵野銀行、明治安田生命保険相互会社

健康経営の普及・健康経営実践企業へのフォローアップ

5 健康経営埼玉推進協議会

埼玉県



さいたま市



協会けんぽ
埼玉支部

- 健康宣言
- 「健康宣言」認定

健康経営埼玉推進協議会を核として企業の健康経営を支援

各種支援メニュー

- 運動による健康づくり (県、さいたま市)
- 食事による健康づくり (女子栄養大学)
- メンタルヘルス対策 (埼玉産保センター)
- 産業医の活用 (地産保センター)
- 健康に関する情報提供 (県、さいたま市、労働局)
- ヘルスリテラシーの向上 (埼玉県)
- 金融面の優遇 (埼玉県信用保証協会)
- 各種補助金・助成金 (※) による支援 (労働局)

6 対策に役立つツールの紹介

保健衛生業の管理者向け動画

4. 事業者の責務について

厚生労働省では、平成25年(2013年)に発効した「労働安全衛生法(第110条)」の施行に際して、事業者が労働者に対して、労働安全衛生に関する教育を実施する義務を負っています。

- 1 労働者に対する安全衛生教育の実施が義務付けられています。
- 2 労働安全衛生管理規程を制定し、労働者に周知し、労働者に遵守させる義務があります。
- 3 労働者に対して、人為的なミスや人的要因による事故の発生を防止するための教育を実施する必要があります。
- 4 人為的なミスや人的要因による事故の発生を防止するための教育を実施する必要があります。
- 5 労働安全衛生管理規程の見直しは、定期的に行うことに加え、労働安全衛生管理規程の見直しを行う必要があります。

事業実施に係る管理と一体的に取り組む。

保健衛生業 管理者向け第1章

3. 労働衛生の3管理と労働衛生教育

- (1) 対象者の日常生活動作能力の把握と介助への協力のお誘い
- (2) 補助用具（補綴・道具）の活用
- (3) 作業姿勢・動作の見直し

② 不自然な姿勢については

保健衛生業 管理者向け第2章

5. 労働安全衛生マネジメントシステム

5-2. PDCAサイクル

計画を立てる (Plan)

計画を実行する (Do)

実施結果を評価する (Check)

評価を踏まえて再行を改善する (Act)

「評価を踏まえて見直し、改善する」という一連のPDCAサイクルにより、

保健衛生業 管理者向け第3章

2. 介護作業におけるノーリフティングケア

施設内の現状とノーリフティングケア導入

施設内の現状

- 施設内介護: 25.7% (令和4年)
- 在宅介護: 4.97% (令和4年)

「高知モデル」の特徴

施設・介護サービスに対する需要は年々拡大しています。

保健衛生業 管理者向け第4章

2. 人材確保等支援助成金 (介護福祉施設向けコース・自費負担型)

自費型の対象事業主

- 1 事業計画の作成と事業計画の承認
- 2 介護事業主であること
- 3 施設に身体障害者を収容している場合
- 4 事業計画の作成と承認
- 5 事業計画の作成と承認
- 6 事業計画の作成と承認
- 7 事業計画の作成と承認

2. 介護事業主であること。

保健衛生業 管理者向け第5章

保健衛生業の作業者向け動画

5. 腰痛予防対策指針のポイント

5/2. Point① 人力によって取り扱える重量の目安

※(注)①を考慮し、入力より作業物や物における重量の2割が示されています。

※20歳以上の作業者の人々の中心より取り扱える重量は、性別によらず、性別別の約半量です。

(例) 作業者の体重が60kg程度の場合、取り扱える重量は、

男性	40%以下	24kg以下
女性	約24%以下	14.4kg以下

(男性の60%程度)

容器や袋等、荷物の重量がこれらを超えないよう、大きさを工夫しましょう。

満18歳以上の男性労働者で男性は体重の40%以下、女性は男性の60%程度です。

保健衛生業 作業者向け第1章

4. 高齢者介護施設における適切な作業方法

5. 歩行付動

歩行付動では、利用者及び介護者が歩行した際に同一線に移動する危険性があります。またこれを防ぐため、この歩行付動が人々の歩行を妨げることによって危険が及ぶ可能性があります。また、歩行付動が歩行速度や歩行方向による安全な移動の確保が図れない場合があります。

利用者のポイント

- 利用者と介護者の双方が持ち手付きベルトを装着し、お互いが持ち手を握ることで、双方に安全に歩行させる
- 利用者が転倒した時は、直ぐに利用者を床から抱え上げることは避け、落ち着いて状況を把握し、利用者の助けを適切に対応する

1. 利用者と介護者の双方が持ち手付きベルトを装着し、

保健衛生業 作業者向け第2章

2. 福祉用具と機器の紹介

スライディングボード

スライディングボードは、表面が滑りやすく、蓋がはたき止め加工がされており車椅子への移動が容易に使用されます。利用者を持ち上げることなく移動が可能で、利用者の負担を軽減する効果があります。

※この製品は自費での購入、適切な製作業者からのオーダーメイド(カスタマイズ)が可能な場合があります。

スライディングボードの使用は控えましょう。

保健衛生業 作業者向け第3章

4. 実態に取り組みを行なった事業所例

マニュアルの一割 (床とベッド上)

通常の姿勢

適切な姿勢

ベッドの上の搬送介助で、1人で腰を曲げて行っていた作業を改め、

保健衛生業 作業者向け第4章

2. 作業標準の策定

作業標準は、下記に該当する事業所（「正しい姿勢での作業」等の実施が義務化された、必要に応じて「コスト」や「効率」を考慮して実施を行う内容となります）。

作業標準の策定会社

作業内容、作業形態、作業時間、作業場所、作業環境、労働の時間、労働者の状態、総務で活用できる福祉用具、状況、職名考慮

作業標準の策定ポイント

作業標準は、経営の改善性の確保と併せて「社員の安全を考慮して60%が作業内容に該当し、残りの40%が必須があるため、実態に即した、また新しい機器、設備等を導入した場合は、その効果を確認する必要があります。

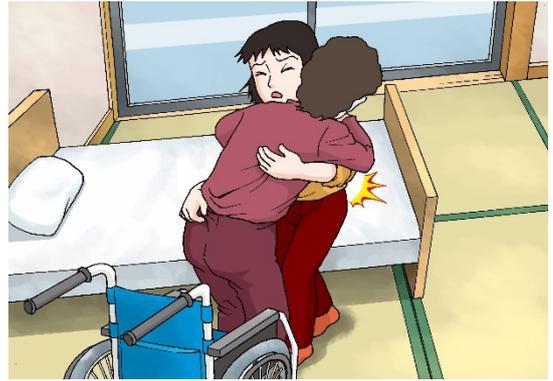
職場で活用できる福祉用具の状況、等を考慮します。

保健衛生業 作業者向け第5章

表 4-1 動作の反動、無理な動作の典型災害事例とイメージ図

① 一人介助

居室にて、ベッド似ている利用者の上体を起こし、ベッド横の車いすに移乗させる際、右手を利用者のズボン（左側）、左手を利用者の脇の下（右側）に手をそえ左側に動かしたところ、捻った状態になり右側腰部に痛みが生じる。（30代女性・経験12年）



② 一人介助

機械浴室にて入浴後、ご利用者を腰骨あたりの高さのストレッチャーから車いすへ移乗するため、端座位になっていただく。左手をご入居者の肩下に入れて起こし、右手をひざ下に入れ足先を移乗する方向に向けて、おしりを中心に回す際、80 kgのご入居者様の肩を支えていた左腕に負担がかかり、重心がぐらついて不安定になった瞬間、肩に強い痛みが走る。その後、動けなくなる。（30代女性・経験2年）



③ 複数人介助

事業場の利用者居室にて、利用者をベッドから車いすへ移乗する際、普段職員1名での対応のところ職員2名で対応し、もう1名の職員との動作のタイミングが合わず、腰に負担がかかり腰を痛める。（70代女性・経験1年）



④ 介助作業以外

廊下で、入居者の部屋でケアを行った後に、ほかの入居者から介護コールが鳴ったため、急いで移動しているときに、手に持っていた複数の荷物（プラスチック製の洗濯かごや空の段ボール等、計2.5 kg程度）のバランスが崩れ、落ちそうになったので、それを落とさないようにとっさに支えようとしたところ、足元がもつれて、右ひざを床についた。その際、右ひざを強打し、負傷する。（60代女性・経験1年未満）



表 4-2 転倒の典型災害事例とイメージ図

⑤ 屋内移動中のつまずき

介護施設内で入所利用者からの緊急コールに対応するため、急いで制御ボタンのあるカウンターに走っていく際、靴が床に躓き、両手を挙げた状態で転倒する。(60代女性・経験9年)



⑥ 屋内移動中のつまずき

2階食堂にて夕食の配膳中に、テーブル上へ配膳後にその場を離れる際に、テーブル横においていた利用者のシルバーカーの車輪部分に本人の左足の外踝部を引っかけて、そのまま左下肢から床に倒れこむ。(70代女性・経験1年)



⑦ 屋内移動中の滑り

デイルームの外に荷物を取りに行こうとした際に、当日降った雨でデイサービスセンターの入り口廊下が濡れていたため滑り転倒。廊下が濡れた際には職員がモップで拭いているが、降雨のため十分には乾いていなかった。その際、左手を地面につけたため、左手首を骨折する。(70代女性・経験20年)



⑧ 屋外移動中の滑り

洗濯室より外のゴミ置き場へゴミを運んでいる際、雨で濡れたグレーチング上で上履きのゴムが滑り転倒する。全体重が左手にかかり骨折する。(50代男性・経験12年)



⑨ 入浴介助中の滑り

機械浴室内で入浴介助を行っていた。脱衣室にある電話機で内線が鳴り、脱衣室に介助者がいなかったため内線をとろうと機械浴室内のサンダルを履いたまま脱衣室に出たところ滑って転倒し、お尻を強打する。(30代女性・経験12年)



⑩ 屋外移動中のつまずき

サービスへ向かうため車に乗ろうと駐車場を歩いているときに、暗くて足元が見えづらくて車止めに気づかず、躓いて転倒し、その際に右手首をつく。(60代男性・経験3年)



社会福祉施設の労働災害ハザードマップ

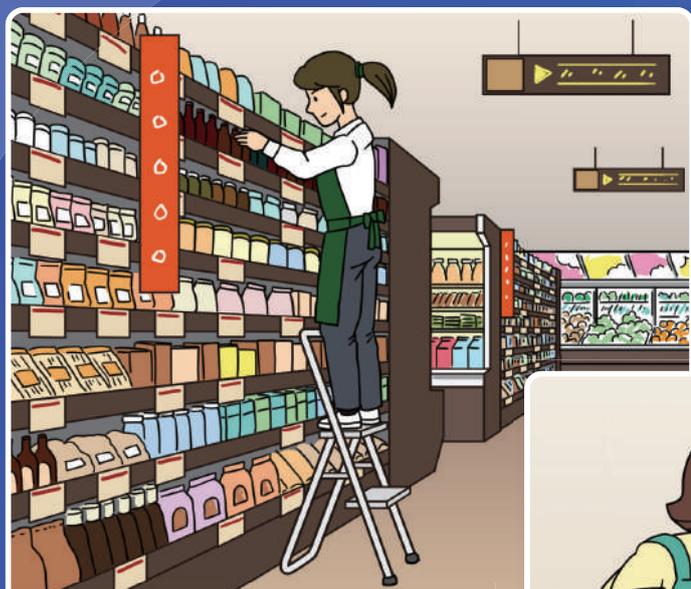


社会福祉施設では「**動作の反動、無理な動作**」と呼ばれる、身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動により負傷する労働災害やつまずきや滑りなどによる「**転倒**」に関する労働災害が増加しています。

図 4-1 社会福祉施設における動作の反動，無理な動作および転倒災害のハザードマップ化

小売業、飲食店、社会福祉施設の
労働災害を防止しよう！

労働災害を減少させた 好事例の紹介



小売業、飲食店、社会福祉施設の労働災害が減少しない中、精力的に労働災害防止に取り組み、労働災害を減少させた企業・法人があります。これらの企業・法人を好事例として紹介します。

好事例 4 : 社会福祉施設D法人

法人情報

障害者支援施設、福祉サービス事業所、生活支援センター、福祉ホーム等(全8事業所)

労働災害発生状況

全事業所の労働災害発生件数(不休含む)は、平成28年～平成30年は平均1.7件であったが、令和元年は0となった。

ここ数年の主な労働災害防止活動

本部安全衛生委員会主導の取り組み

理事長、施設長、課長、主任、各グループ長、労働者側委員で構成される。

労働災害発生時の迅速対応

労働災害発生後、1日以内に本部・全施設に労働災害情報が配信される。その後、当該グループ長が再発防止対策を盛り込んだ労働災害発生報告を提出する。

本部安全衛生委員会

委員長：理事長

事務局



法人側委員

労働災害発生状況(例)



再発防止対策(例)

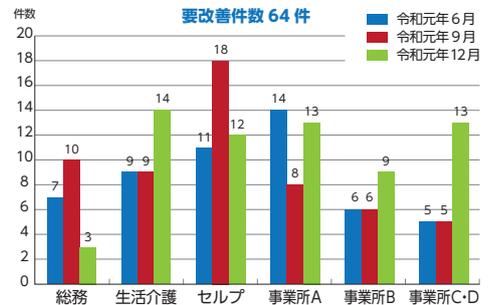


5Sパトロール

(5S:整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)

年3回、5Sパトロールを実施している。参加者は、理事長、施設長、課長、各グループ長など。指摘事項は写真を貼付して記録し、翌月開催の安全衛生委員会で報告される。

5Sパトロール指摘件数



ヒヤリハット報告

ヒヤリハットが発生したら「ヒヤリハット報告書」を作成し、上司に報告する。

KYTテーマ(例)

調理作業中の移動



KYT(危険予知トレーニング)

各グループ長は、KYTテーマ(作業)を定め、メンバー全員で危険予知トレーニングを実施している。

従業員への安全教育

各グループは、グループ長が講師となり、月1～2回、16時30分以降に10～30分の時間をとり安全教育を行っている。KYT、ヒヤリハット報告もここで行われる。

グループ長は、本部安全衛生委員会への参加、専門的な安全研修の受講などにより、講師に必要な知識等を習得している。グループ長が、安全教育の講師を務めることは、課長昇格の要件に位置づけられている。

KYTシート(例)

NO	評価	危険要因とそれに起因する現象を想定して(～して～になる)というように書く。	対策	チーム行動目標	ワンポイント指導呼称
1	◎	くつがズムが傷んでいて履かせがズムが段差にひかかると転倒しけむる	＊	自分のくつは自分で点検	くつヨシ!
2	◎	カレー缶の段差につまずき転倒しけむる	＊	油断禁物	床ヨシ!
3	◎	利足で歩いていたのでひかかると転倒しけむる	＊		
4					
5					
6					

※第4ラウンド(私達はこうする)・チーム目標を決める

◎ 重要危険 員 体 策

重要危険項目に＊印を付け、それを覚悟するためのチーム行動目標をスローガンのように設定する。

活動リーダー(コメント)
自分の持ち物(内・外用靴)は定期的に点検し、不良物は交換する。床は作業後、作業前に点検する。

好事例5：社会福祉施設E法人

法人情報

老人福祉施設1施設（特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス等）

労働災害発生状況

ここ数年、労働災害は発生していない。

専門家による安全教育を実施しました

主な教育内容

パワーポイント教材 https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/careworker_slip_2020.ppt

● 社会福祉施設の労働災害は増加を続けている

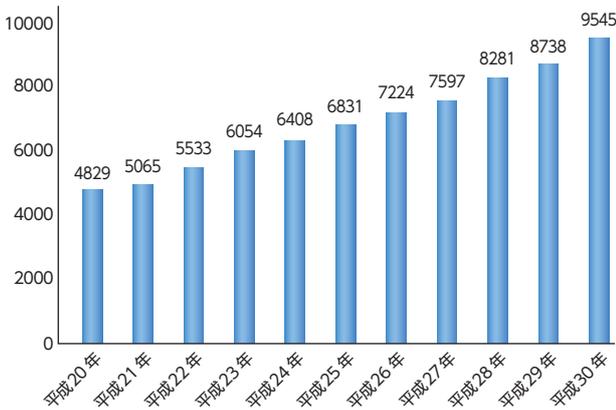


図 社会福祉施設の休業4日以上死傷災害発生状況

● 労働災害の30%超は転倒災害。最も多い

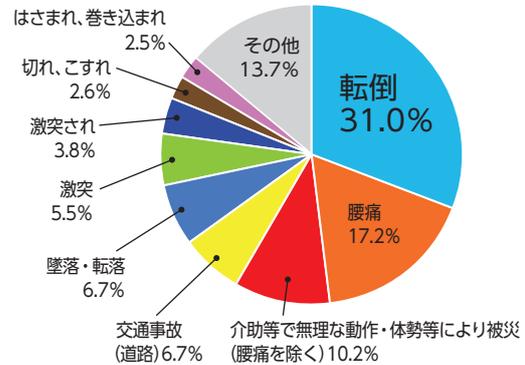


図 社会福祉施設の事故の型別休業4日以上死傷災害（H28）

注) 事故の型「動作の反動・無理な動作」は発生状況を踏まえ、「転倒」「腰痛」「介助等で無理な動作・体勢等により被災（腰痛を除く）」「その他」に振り分けた。

● 転倒災害は高齢者に多く、休業1か月以上が60%超と重篤なものが多い

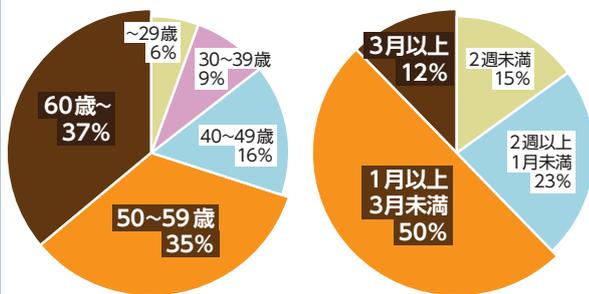


図 年齢別転倒災害発生状況
(平成27年上半年期「社会福祉施設」)

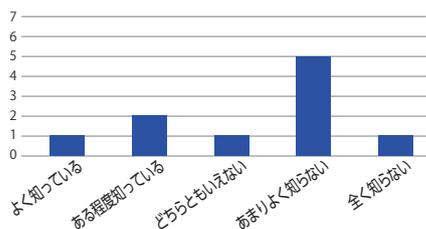
図 休業見込期間別転倒災害発生状況
(平成27年上半年期「社会福祉施設」)

● いろいろな転倒災害



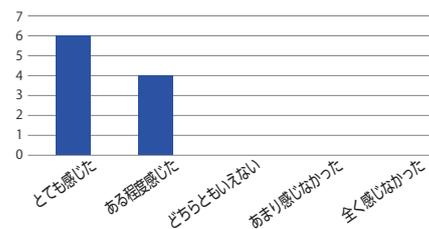
受講後アンケート結果（有効回答10）

問 社会福祉施設では転倒災害が多発していることを知っていましたか？



転倒災害の多発はあまり知られていなかった

問 本教育を受け、職場での転倒災害の危険を身近に感じましたか？



受講者の声

- ・忙しい中、常に、早足で業務にあたっている。利用者には安全の確保に努めていても、自分自身の安全はおざなりで、「つまずく」をよく見かける。環境整備が重要である。
- ・転倒しても、報告がなければなかったことになる。改善すべき場所もそのまま放置されてしまう。転倒など起こりえる危険を、職場で共有することが必要であると感じた。



小さなことからコツコツと… 職場での転倒・腰痛予防に努めましょう!



滑り^{!!!}の予防ポイント

水や油で濡れた床、サイズが合っていないかたたり靴底がすり減っていたりする靴などは、転倒の原因になります。

- 床の清掃をこまめに行い、水や油などは取り除くようにしましょう。
- 滑りやすい場所には、**注意を促す標識**をつけましょう。
- 転倒予防には**靴選びも大切**です。足のサイズにきちんと合わせて、靴底が滑りにくいものを選びましょう。また、靴底が大きくなり減ってきたら、すぐ買い換えましょう。



つまみずき^{!!!}の予防ポイント

歩きスマホや荷物の放置などは、つまみずいて転倒する危険性があります。

- スマホなどを見ながら歩かず、**足元が見える状態**で歩きましょう。
- 床の段差は、スロープで解消する、トラテープで段差をわかりやすくする、**注意喚起の標識を掲示**するなどの対策を行いましょう。
- 荷物は、通路、出入口などに放置せず、日ごろから**整理・整頓**を行いましょう。



踏み外し^{!!!}の予防ポイント

照明が暗い、大きな荷物を抱えているなど、足元の見えづらい状態は階段の踏み外しにつながります。

- 階段付近は十分な明るさを確保し、**足元が見える状態で昇り降り**しましょう。
- 階段には物を放置せず**、日ごろから整理・整頓を行いましょう。



腰痛^{!!!}の予防ポイント

重い荷物の持ち上げなど、腰に大きな負担のかかる作業は非常に危険です。また、滑り、つまみずき、踏み外しでバランスを崩すと、腰痛につながる可能性があります。

- 台車などの道具を使用**するようにしましょう。道具を使用するのが難しい場合は、ひとりで持ち上げず、誰かに手伝ってもらうよう声をかけましょう。
- 荷物を床面から持ち上げる際は、荷物に近づいて、しゃがんだ状態で抱え、ひざを伸ばして立ち上がるなど、**適切な作業姿勢・動作を意識**しましょう。
- 無理のない範囲での**ストレッチ**も効果的です。

スベリやムチャはアカン! 吉本芸人の特別動画公開中!



職場での転倒や腰痛は、ちょっとした工夫で予防ができます。吉本興業の人気芸人が楽しく、わかりやすく伝えるスペシャル動画を公開中。相方が怪我をしたら、あのネタはどうなる…? 気になる方は動画をチェック!

動画はこちらから▼



「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日

対象となる事業者

次の（１）～（３）全てに該当する事業者が対象です。

- （１）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している（対策を実施する業務に就いていること。）
 （２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数又は資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

- （３）労働保険に加入している

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1/2

上限額：100万円（消費税は除く。）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。（全ての申請者に交付されるものではありません。）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします。

- 1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- 2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- 3 健康や体力状況等の把握に関する費用
- 4 安全衛生教育の実施に関する費用

具体的には次のような対策が対象となります。

1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）を用いた健康管理システムの利用
 - ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備は対象となりません。

2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

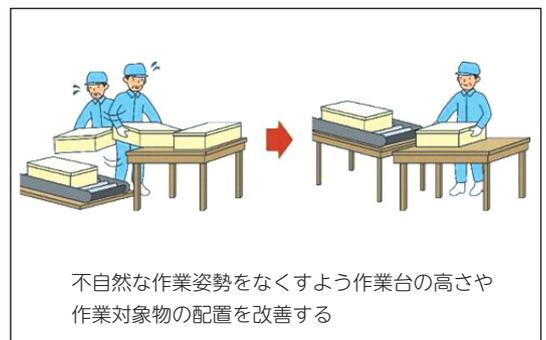
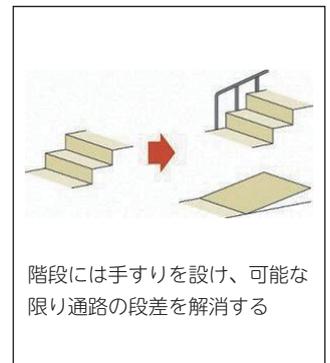
- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段への手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

3 健康や体力の状況の把握等

- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用を除く。）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

4 安全衛生教育

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高齢労働者の人数分に限り補助対象とします。



補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実際に調査することがあります。

申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。

申請期間は5月11日から10月末日までです

① 補助金交付申請（中小企業事業者）

- ・補助金事務センターのHPを参照し、必要書類に過不足がないよう申請してください(郵送のみ)。
<https://www.jashcon-age.or.jp>
- ◎HP内「申請に必要な提出資料一覧」を確認の上提出資料をそろえてください。

② 審査等（補助金事務センター）

- ・申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査します。
- ・必要に応じて電話で確認する場合があります。

③ 交付決定通知書の発行（補助金事務センター）

- ・審査結果は、審査した月の月末から翌月初めとなります。
- ・交付を決定した案件は、申請代表者宛に交付決定通知書を郵送します。
不採択の場合は、申請担当者宛にメールにより通知します。

④ 対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）

- ・交付決定日以降に対策を実施し、費用を支払ってください。
(交付決定通知書が到着したらできるだけ早く対策を実施すること。)
- ※交付決定通知書を受領したのち、物品の購入、工事の発注施工に着手してください。
交付決定日以前の物品の購入、工事の発注施工は、補助金の支払いが認められません。

⑤ 実績報告書・精算払請求書提出（中小企業事業者）

- ・実績報告書及び精算払請求書をエイジフレンドリー補助金事務センターへ提出（郵送のみ）
- ※支払完了後、速やかに提出してください（支払日から20日以内が目安となります）
- ※最終提出期限は令和5年1月末日です。令和5年1月末日(当日消印有効)までに必ず提出してください。提出期限を超えて提出された場合には、補助金の支払いはできません。

⑥ 確認、補助金の交付（補助金事務センター）

- ・実績報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を郵送し、補助金を振り込みます。

必要な時に手続き

財産を処分する場合の承認申請

補助金を受けた機材等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡し、又は廃棄する場合は、承認手続きが必要です。

申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件（9月及び10月申請分は除く）は、申請期間中に再度の申請が可能です。
ただし、不採択となった内容での再申請は受付できません。

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。あらかじめご了承ください。



この補助金についてのお問合せは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センターまで

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月8日～12日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

エイジフレンドリー補助金事務センター

申請に関する書類は「申請関係」、支払に関する書類は「支払関係」宛へお送りください。

※消印日が確認できない料金別納・後納での郵送はご遠慮ください。

様式 1、様式 1(別紙)、様式 1-1、様式 1-2、
様式 1-3、様式 2 に関するお問合せはこちら

申請関係

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

様式 3、発注書・納品書等、支払いに
関するお問合せはこちら

支払関係

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086
✉ af-shiharai@jashcon.or.jp

【申請スケジュール】例）7月に申請する場合

申請期間（当日消印有効）	審査期間	結果連絡	支払資料提出期日
7月1日～7月末日	8月中	8月末日～9月初め	支払完了後速やかに

※不足資料がある場合等は、スケジュール通りにいかない場合もあります

※支払資料の提出の最終締切は令和5年1月末日です。

参考情報

▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう。

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



▼好事例を知りたいとき

- ⇒ 厚生労働省ホームページ
(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>
(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>
- ⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ
<https://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

■労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<https://www.jeed.go.jp>）から確認できます。
- 「70歳雇用事例サイト（<https://www.elder.jeed.go.jp/>）」により、70歳以上継続雇用制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。